

07NOV17

全国冤罪事件弁護団連絡協議会第26回交流会

上八丁堀法律事務所
弁護士 久保豊年

銀行内の防犯カメラ映像により原審有罪、最高裁逆転無罪となった事件の概要

2012年9月24日

被告人は家の近くのH銀行0支店に500万円の預金の払い戻しに行った。同日同時刻頃、被害者が同支店へ市県民税や固定資産税の払い込みの為に来店。退店する際に市県民税の納付書2通が入った封筒を記帳台の上に忘れていたのを銀行の警備員が発見。銀行の窓口係から市県民税の納付者名から連絡が行き、被害者が銀行に戻る。封筒の中に6万6600円が入っていた筈なのに無くなっていると主張。防犯カメラの確認を銀行に求めたところ、警察に被害届を出さないと見せられないと拒否。被害者は被害届を提出。

10月11日

被告人の自宅に広島南署の刑事2名が来て、逮捕状を示さず、手錠も掛けず、南署へ同行（任意同行か？）。南署で逮捕手続。被告人は、この時から一貫して無実を主張。

逮捕状の被疑事実は、現金のみ（起訴状では封筒に変化）。

10月13日 勾留決定（勾留の必要性があったのか？）

10月19日

検察調べ。色を付けて10万での示談を勧められる。心が動くが拒否。

22日 勾留延長決定（やむを得ない事由があったのか？）

28日 警察で防犯カメラの映像を見せられるが窃取の場面はなし。

11月1日 起訴

公訴事実は、現金及び振込用紙在中の封筒1通の窃取（現金以外の占有侵害はあったのか？）

7日 保釈請求3回目で漸く保釈許可（28日間の拘束）・・・人質司法

12月5日 第1回公判にて無罪主張

2013年6月27日

弁護人から防犯カメラ映像の鮮明化されたものの検証請求

検察官は科学捜査研究所から画像の鮮明化は出来ないとの回答を得ている。

裁判所は、検証請求を不必要として却下

2013年11月27日 広島地裁は、懲役1年執行猶予3年の有罪判決

同日控訴

12月27日 弁護人から私的鑑定を民間鑑定会社へ依頼

2014年1月17日

私的鑑定書が完成（被告人は封筒に接触していない）

控訴趣意書提出（映像鑑定を作成・取調の必要性）

3月7日 被告人の無罪を勝ち取る会発足。署名活動開始

5月27日 控訴審第1回公判

弁護人から銀行への公務所照会（他のカメラの存在と映像の保存）

銀行からの回答は、他のカメラ無し。映像は6ヶ月で抹消（証拠保全されていない！）

裁判所は鑑定人の尋問を決定

8月26日 鑑定人反対尋問・弁護人再主尋問

鑑定補充書（封筒は関係なく、封筒を拾った警備員の手指と被告人の手指とが交差したか否かに絞った鑑定書・・・一切交差していない）

12月11日 判決（控訴棄却）・即日上告及び上告事件受理申立

12月15日 最高裁から弁論通知が届く

2017年2月17日 最高裁にて弁論（これは上告趣意書の補充という位置付け）

3月10日 最高裁逆転無罪判決